

## 第 114 回行政苦情救済推進会議 議事概要

1. 開催日 令和元年 9 月 20 日（金）
2. 場所 大阪合同庁舎第 2 号館 7 階 近畿管区行政評価局会議室
3. 出席者 藪野座長、黒川委員、白國委員、砂田委員、藤原委員、山谷委員、事務局
4. 議事
  - (1) 前回審議事案の結果報告
    - 車いす使用者に配慮した京都御苑内のバリアフリー化の更なる推進について
    - 健康保険被保険者資格証明書の早期交付のための周知について
  - (2) 付議事案の審議
    - インフルエンザが治癒し学校に再出席する場合の治癒証明を不要とする取扱いについて

【主な意見】

    - ・ 文部科学省、厚生労働省等複数の機関から発出されている文書等の、再登校時に治癒証明書が不要であるという見解については、それぞれの内容が大きく違っていない。まずはこれらの周知徹底が図られるべきである。
    - ・ この問題は保護者からの観点で考えるべきである。特に働く保護者が多い中、医師作成の書面をもらうために再診に出向き、そのために職場を休まなければならないなど負担が大きい。
    - ・ 学校現場では医師の書面があれば安心との判断があったかもしれないが、何かの書面が必要であれば、負担の少ない簡素化したものを別途考えるべきである。
    - ・ 例えば体温の推移を保護者が記す等の様式に変え、これでも特に問題が生じないとなればさらに手続を簡素化することが必要である。
    - ・ 学校保健安全法等では、あくまで感染拡大の防止の観点で出席停止期間が定められており、学校が出席日数の管理のため医師の証明書を必要としているのはやや拡大解釈のようにも見える。
    - ・ 医師の診断書でなく意見書として無料で発行してもらうから問題ないとしているのは、医師のサービスを当てにしているように感じる。
    - ・ 保護者からの報告書で済ませている学校の中には、医師の登校許可が条件となっているように記載されている様式があるので、負担軽減のためこれも改める必要がある。
  - (3) その他（業務連絡）
    - 行政相談における外国人対応について